



* 0035639000 *

0035639-000

EG 13 1 - 1 4

健康保険法実施の影響

日本工業俱楽部調査課

1927

AGD



昭和9年2月 日

日本工業俱樂部 調査課

昭和二年三月

健康保険法実施の影響

法社人團 日本工業俱樂部
調査課

昭9 A 59

日99 A 59

TEG(3)

14



健康保険法実施の影響

目 次

- 一、事業主の経費負擔に及ぼす影響……………一
- 二、被保険者の生活費に及ぼす影響……………六
- 三、被保険者の心理に及ぼす影響……………二十五
- 四、労働能率に及ぼす影響……………三

はしがき

健康保険は実施後日尚淺く、從て之が影響の點に就ても今遅に適確な資料を得ることは殆んど至難のやうに思はれる。

併し乍ら曩に當俱樂部に於て、健康保険實施上に於ける諸般の案件を調査審議する爲め、各社當務者よりなる健康保険法実施協議會なるものを開催せるに當つて、其参考に資する爲め東京府下の健康保険組合及右協議會に參加せられた各社に對し、左記の如き調査要項を提示して適宜回答を求めたのであつた。

調査要項

一、実施の影響

(1) 事業主の経費負擔に及ぼす影響

イ、事業主負擔の保険料總額及被保険者數（一月末現在）

ロ、事務費の負擔（同右）

735273

ハ、賃金其他の給與を増加せりとせば之に因り生ずる負擔（同右）

ニ、其他の負擔（同右）

ホ、從來共濟會及扶助法規に依り支拂はれたる負擔との比較（同右）

(2)被保險者の生活費に及ぼす影響

イ、被保險者負擔の保険料總額一人平均の保険料及其實收に對する比率

ロ、右の負擔に對し賃金其他の給與に於て何等か代替的方法を講せられたりや
ハ、若し然らずとせば新規負擔の被保險者の生活費に及ぼす影響程度

(3)被保險者の心理に及ぼす影響

イ、勞資折半主義が勞資協調的精祌の作興に與ふる效果の點

ロ、保險料事業主全額負擔主義の宣傳が被保險者の心理に及ぼしたる影響の點

ハ、被保險者に遊惰の氣風を助長せし嫌なきやの點

ニ、虛病に因り傷病手當金を得て勞働爭議資金に悪用するが如き弊なきやの點

(4)勞働能率に及ぼす影響

イ、缺勤率、就業率等に及ぼせし影響如何

ロ、傷病率に及ぼせし影響

ハ、公傷及私傷率の實施前との比較

二、法の缺點と認めらるゝ諸點

三、其他

以 上

之に對して今日迄に回答を寄せられたのは十八會社及組合であつて、固より其數に於て
多からず、單に是丈けの資料に依て直に實施の影響如何を論することは輕卒の譏を免れぬ
けれども、折角各位の寄せられたる貴重な資料を此儘放擲するに忍びず、不取敢調查項目
に從ひ分類し、印行の上實務家諸氏の参考の一端に資せんとするものである。

因に右述調査要項の二、法の缺點と認めらるゝ諸點、及三、其他に對する回答は當俱
樂部勞働法調查委員會の議に附した上、當俱樂部の確定意見として別に公表の豫定であるか
ら、此處には收錄しない。

一、事業主の経費負擔に及ぼす影響

質問事項

イ、事業主負担の保険料總額及被保險者數(一月末現在)

ロ、事務費の負担(同右)

ハ、賃金其他の給與を増加せりとせば之に因り生ずる負担(同右)

ニ、他の負担(同右)

ホ、從來共濟會及扶助法規に依り支拂はれたる負担との比較(同右)

A 電氣工業會社

イ、總額 二、六五五・三四 被保險者一人當り 二・二一八

ロ、ハ、ニ、特になきも健保組合専任事務員一名のみにては事務を處理する能はざる爲
關係者一同の事務激増し多忙を極め居れり。

木、從來從業員自治協會（共濟會の如きもの）及扶助法規により支拂はれたる負擔（一ヶ年）約一五、三〇〇圓

保険料の負擔（一ヶ年豫算）約一四、八〇〇圓

以上甲工場

イ、總額 二、四四一・五七 円 被保險者一人當り 二・三九〇

ロ、組合を作りをらざる故事務費を會社一般經費と確然區別すること困難なるものもあ

れ共大體一ヶ月金百圓位を要す。

ハ、保険料は事業主と被保險者と半額づゝ負擔すべき筈なるも當社は更に其被保險者負担分の二十分の六を補助支出することゝせり。

之により生じたる事業主の負擔増額一月分金三六八・八〇

ニ、保険法實施後は傷病の療養に關する費用は一切同法により給付せらるべきことゝ考へしも實際に於ては公傷者の治療費の一部（主として歯科醫師に對し）移送費、看護費の一部等は事業主の負擔を餘儀なくするものあり。尙ほ遠距離の往診料、傷害扶助料、長期傷者の扶助等は保険法實施後も當然事業主の負擔に屬す。

之等の諸費用は一ヶ月位の經驗にては確實なる數字を擧げ得ざるも大體月額平均一五

○圓位を要する見込。

木、大正十五年中工場法規に依り扶助に要したる金額五、一三一・六五、一ヶ月平均金
四二七・六四

共濟會に關しては健康保険法實施後も補助の變更を爲さざる故事業主負擔には變りな

し。

之に依り保険法實施前後を比較するに事業主の負擔は一ヶ月一八三九圓見當の増加を
見ることゝなる。

イ、總額 三三一・一六 被保險者一人當り 一・九六

ロ、本年一月一日より二月末日迄に要したる事務費は消耗費（用紙印刷費等）及通信費
計六圓に不過、向後外に保険署行旅費等を要する事ある可きも事務費は併せて半期四
圓五〇見當ならん。

ハ、健康保険實施の爲め保険料補給の意味に於て、特に賃金其他の給與を増加せる事なし。

ニ、工場法又は當社扶助規則による扶助にして健康保険法に規定せる以外のものは保險

實施後と雖も尙會社の負擔に屬する事勿論にして、之が負擔も相當の額に上る可く期待せらる。但し實施後斯る負擔にして實際支出を見たるものなし。

木、本年一月及二月中の實際に付比較するに右期間の扶助事故は、

公傷人員 二名 治療日數 七三日

公傷に依る休業者 一名 休業日數 二一日

なるを以て假りに從來の扶助法規による扶助にて足るものとするときは、

治療費 五一・一〇（一日七〇錢の割）
休業扶助料 二三・九四（賃金一・九〇のもの）計 七五・〇四

の負擔に不過然るに健康保険の實施に伴ふ二ヶ月分の會社負擔の保険料は四三三・四八にして從來の負擔に對し約五七八%に當る。尙之を當所過去三ヶ年間（大正十三年上季以降）に支出せる治療費及扶助料に比較すれば過去三ヶ年の治療費及扶助料は合計三、〇〇六・一二、一ヶ月平均八三・五〇なるを以て健康保険實施後の一ヶ月平均會社負擔保険料二一六・七四は其の約二六〇%に當る。何れにしても會社の負擔は健康保険實施後著しく増加したるものと言はざるべからず。

以上丙工場

イ、總額 一〇三・〇九 被保險者一人當り 一・七四七

ロ、特に區別計算する程の負擔なし。

ハ、なし。

ニ、用紙類の備付其他に今日迄金四一・三〇支出す。
木、一ヶ月に付五三・一八の負擔増。

以上丁工場

B 健康保険組合

イ、總額 六五三・二〇 被保險者一人當り 一・六三三

ロ、女事務員一名一ヶ月給料 三五圓

ハ、なし。

ニ、なし。

木、從來負擔分一ヶ月平均一七二・三七 現在負擔額三二七・三一 差額一五四・九四

C 鐵工所K工場

イ、總額 一、五六〇圓 被保險者一人當り 二・七三六

口、事務員の加給手當並に事業主側議員旅費等 二〇圓

事務消耗費 二〇圓 (但初年度に於ける帳簿印刷等多額を要したるに依る平月に於ては四一五圓である。)

ハ、なし。

ニ、なし。

木、保險法による負擔金月額 七八〇圓

從來の共濟會負擔金月額 一三五圓

從來扶助法規に依る同上金月額 三七七圓

計 五一二圓

差引増加額

二六八圓

備考 業務上の傷病に對する通院費新規の共濟會に對する補助金は保險實施後も事業主の負擔とする豫定なれども本計算に計上し難し。

D 夢酒會社

イ、總額 一〇、一五六・六三 被保險者一人當り 二〇・六一

ロ、事務費の負擔は相當あるべきも金額は不明なり。

ハ、大正十五年八月に將來に於ける保險料の被保險者負擔を輕からしむる趣意にて一人當約二錢の特別昇給を行ひたり。

ニ、なし。

木、保險組合設立に當りて推算せる所によれば年額約五萬圓の増加なり。

E セメント會社

イ、總額 五四八・九六 被保險者一人當り 二・三二六

ロ、なし。

ハ、なし。

ニ、從來の扶助費に對し會社の負擔増加は約一割強とす。

F 健康保險組合

イ、總額 一、〇六九・九六 被保險者一人當り 一・六四二

ロ、ハ、ニ、なし。

木、正確なる統計なきも健保による負擔遙に多し。

G セメント會社

イ、總額 一、五八〇圓

被保險者一人當り 一・八四二

ロ、一〇五圓

ハ、ニ、なし。

木、共濟會との比

共 (一ヶ月平均) 一、三四二・一〇
健 (昭和二年一月分) 一、四九〇・〇九

イ、總額 三六七・三六

被保險者一人當り 一・七六六

ロ、一〇圓

ハ、ニ、なし。

木、共濟會との比

共 (一ヶ月平均) 一一四・九四
健 (昭和二年一月分) 三六七・三六

イ、總額 一五四・九五

被保險者一人當り 一・七八一

以上乙工場 (政府直屬)

ロ、不詳
ハ、ニ、なし。

木、共濟會との比
共 (一ヶ月平均) 一六〇・〇〇

健 (昭和二年一月分) 一一六・〇〇

H 健康保險組合

イ、總額 二、〇五六・六〇 被保險者一人當り 一・七九一 (自一月一日至二月末日)

ロ、ハ、ニ、なし。

木、一月一日保險給付開始後二月末日迄二ヶ月間に支拂ひたる保險給付費總額二、四四四・三四 (多少計數に異動あるやも計り難し) 卽ち一ヶ月分給付費一、二二二・一七となる。

然るに大正十五年中の工場法に因る扶助支拂金額は前掲一、九二二・二二共濟會より支拂金額四、〇七六、合計五、九九八・二二なるを以て、之を十二分したるもの四九九・四

八五と保険給付に要したる一ヶ月分の支拂金額とを比較するときは、七二二・三二の開きを生じ居る譯なり。

I 健康保険組合

イ、總額 四、八八七・四七 被保險者一人當り 一・四一八

ロ、特に事務員を雇ひ入れず。需用費等の支出一月末迄 一八七・〇五

ハ、増加せず。

ニ、なし。

ホ、殆んど増減なし。

J 健康保険組合

イ、總額 四九四・四六 被保險者一人當り 一・二〇六

ロ、全額を負擔す但し金額にては正確の度を未だ算定し得ず。

ハ、増加せず。

ニ、保険料率一・五%に於て不足を來したる額は事業主負擔。

ホ、なし。

K 健康保険組合

イ、總額 三、九二九圓 被保險者一人當り 二・九七

ロ、月額八五圓

事務室及事務用椅子卓子其他の什器貸與

ハ、なし。

ニ、設立費用を全部負擔したる外組合會々議費を幾分支出せり。

ホ、從來共濟會及扶助法規に依り支拂ひたる負擔との比較（一月分）

從來の規定による額		健保法實施後の額		比較増減(△)
共濟會による負擔	七二一	四一九	△ 三〇二	
扶助法規による負擔	七九二	一四六	△ 六四六	
計	一、五一三	五六一	△ 九四八	
健保による負擔	一、九六〇	一、九六〇	一、九六〇	
比較 増 減(△)	一、〇一二			

L 健康保険組合

イ、總額 一、〇七九・五一 被保險者一人當り 一・九四五

口、一四二・八三

ハ、ニ、なし。

木、本件は約二倍弱の增加なり。

M 紡績會社

イ、總額 四四〇、七八七・〇〇 被保險者一人當り 一・五六八

口、組合豫算面の金額 二二一、三二二五圓

事業主負擔に屬するもの 二二一、三二二五圓

計

四四、六五〇圓

ハ、實施前と異なる所なし。

ニ、なし。

木、共濟組合時代の一ヶ年事業主負擔金 二七〇、〇〇〇圓

健保組合による負擔豫算

二六八、九〇五圓

差引負擔増減殆どなし。

N 活版製造所

イ、總額 五二六・四八八 被保險者一人當り 一・二一六

口、八四・七五

ハ、なし。

ニ、なし。

木、從來共濟組合なし

O 健康保險組合

イ、總額 一、五五〇・一六 被保險者一人當り 二・二一九

口、全部組合の負擔とし事業主に於て支辨せず。

ハ、なし。

ニ、なし。

木、從來扶助規定により支拂はれたる場合に比し一ヶ月約五百圓餘負擔を減じたり。

P 健康保險組合

イ、總額 二二五・四〇 被保險者一人當り 一・七三一

口、三二・一〇

ハ、なし。
ニ、なし。

木、從來共濟會なし扶助法規に支拂ふ業務上の傷病極めて稀なる故、本組合の保険料は殆んど業務外傷病のみに費すものなれば比較すべきの要なし。

Q 船渠會社U工場

イ、總額 二、一七〇・三四 円 被保險者一人當り 〇九一五 円

ロ、組合經費の輕減を計る爲工場の事務室を組合と併用し工場の事務員が組合の事務を兼務する爲め數字的に記し難きも直接間接に相當の負擔となりるは明瞭なり。

事業主として組合又は被保險者に對し施行を要する煩雜なる事務例へば被保險者報酬日額算定基礎届出、資格取得、喪失の届出、保険料の徵收、代納、控除額の記錄、保険給付の支給、現金の收支等本法施行に依り新たに増加したる事務上の手續きは夥しきものなり。

ハ、なし。

ニ、差し當り大したものなし。

木、從來の負擔（十五年度に於ける平均一ヶ月分）

一、共濟會負擔（共濟會の費用は全部職工が負擔し事業主の）
負擔は設立當初基金を陳出したる外なし。

一、扶助法規負擔

手當	五、四四二・八〇	平均一ヶ月	一、一二二・三一
治療費	八、〇二五・〇四	計	一三、四六七・八四
		平均職工數	二、五五四人
		現在被保險者	二、一五四人
		換算すれば	九四六・五〇

從來の負擔 九四六・五〇 （十五年度に於ける平均一ヶ月分）

新規の負擔 二、〇八五・四〇 の 一、九八五・四〇
保険料一ヶ月分（職工分のみ）但し社員を除きたるも

結局負擔增加（一ヶ月に付）一、一三八・九〇 錢即十二割增加

株式 R 舍

イ、總額 二、二三九・九六 被保險者一人當り 一・六六八 円

二、被保險者の生活費に及ぼす影響

質問事項

イ、被保險者負擔の保険料總額 一人平均の保険料及其實收に對する比率

ロ、右の負擔に對し賃金其他の給與に於て何等か代替的方法を講ぜられたりや

ハ、若し然らずとせば新規負擔の被保險者の生活費に及ぼす影響程度

A 電氣工業會社

イ、總額 一四、八〇〇・〇〇 (一ヶ年豫算)

一人平均 一二・〇〇 (同)

比率 一・七%

ロ、ハ、從來より一ヶ月一人當平均約四十三錢宛負擔増加せるも、生活費には殆んど影響なき模様なり。

備考 従業員自治協會に對し會社より毎年八千圓宛（毎年同協會主催にて舉行する旅行會の費用に相當する額）寄附することゝせり。 以上甲工場

イ、總額 一、二二〇・七八

一人平均 一・一九五

比率 二%

ロ、被保險者負擔保険料の二十分の六を補助す。

以上乙工場

イ、總額 一一四・四二

一人平均 六七七

比率 一・三七五%

ロ、右の負擔に對しては別に賃金其他の給與に於て代替的方法を講じたる事なし。ハ、比較的輕微にして未だ苦痛不平の聲を聞かず。

以上丙工場

イ、總額 五一・五五

一人平均

•八七

比率（一月に於ける實收）二・二一%

イ、口、の保険料は假定的に保険料を折半したる被保險者負擔保険料即標準報酬一圓に付貳錢の割合を以て計算せる數字なり。之に對し被保險者の負擔すべき保険料を一圓に付一錢四厘とし殘額は全部事業主の負擔とせり。

ハ、顯著なる影響を及ぼすものとも思はれず。

以上丁工場

B 健康保険組合

イ、總額 三二五・八九

一人平均 •八一五弱

比率 二・四%

口、なし。

ハ、幾分の影響あるものと思料するも未だ具體的の説明をなすの材料なし。

C 鐵工所K工場

イ、總額 七八〇・〇〇

一人平均 一・二五
比率 一・七三%

口、講せず。

ハ、殆ど影響なきが如し。

D 夢酒會社

イ、實施後日淺く統計材料なし。

口、前記の如く昇給をなせり。
ハ、イに同じく不明なり。

E セメント會社

イ、一人平均の保険料一・一六にして平均實收に對し約二%に當る。
口、何等代替的方法を講せず。

ハ、影響は微弱なりと思はるゝも尙研究調査を要す。

F 健康保険組合

イ、平均一人 一・二五

比率 一五%

口、講せず。

ハ、さしたる影響なきものと認む。

G セメント會社

イ、總額 七二〇・〇〇 円

一人平均一日分 〇・〇三一 円

比率 一・七%

口、なし。

ハ、不詳。

イ、總額 一八三・六八 円

一人平均一日分 〇・三% 〇・二九四 円

比率 一・三% 〇・三二 円

イ、總額 七八・三二 円

一人平均一日分 〇・三〇 円

以上甲工場

以上乙工場

H 健康保險組合 比率 一・六%

I 健康保險組合

イ、總額 一、〇二一八・六〇 円

一人平均 〇・八九六 円

標準報酬日額一圓に付二錢六厘

I 健康保險組合

イ、總額 一一、四二三・〇八 円

一人平均 約・七〇 円

比率 二%

口、代替的方法を講せず。

ハ、著しき影響を認めず。

J 健康保險組合

イ、一人平均 〇・六〇三 円

比率 一・五%

口、代替的方法なし。

ハ、影響程度なし。

K 健康保険組合

イ、總額 一、九六〇・〇〇

一人平均

一・四七

比率

二%（但し實收一日四圓以上のものは百分の二以下に當る）

口、なし。

ハ、健康保険法實施の結果新なる負擔を生じたりと雖其の負擔率元より高きに非す、且之が爲從來日給額の百分の三十の割合を以て負擔したる共済會費を半減し、一方傷病に對する費用の支出を要せざること、爲りたるを以て生活費に及ぼす影響著しからざるものと認めらる一月中の實績に徴するに被保險者一、三二二三人中診療の給付を受けたるもの實に四百二十五人、總人員の三割二分に當るの状況とす。

L 健康保険組合

イ、一人平均

一・二一

比率

二錢の割合

口、講せず。

ハ、本組合は標準報酬日額比較的上級の者多きを以て大なる影響なし。

M 紡績會社

イ、總額

一九四、二七九圓

一人一ヶ年平均

六・九〇

比率

二%

口、なし。

ハ、共濟組合時代よりも負擔四%減少せる爲影響絶無。

N 活版製造所

イ、一人平均

一%

比率

六〇八

口、講せず。

ハ、認めず。

O 健康保険組合

イ、一人平均月

一・一五位 円

實收一人平均月六〇圓位

口、代替的方法を講せざるも強制貯金率を本年一月より變更し負擔を輕からしめたり。

ハ、前記の次第に付實收に於ては略相違なきものと認む。

P 健康保險組合

イ、一人平均

●五五 円

比率

一・六%

口、講せず。

ハ、殆んどなし。

Q 船渠會社 U 工場

イ、月別

種別	一月		二月	
	實收	保 險 料 負 擔	實收	保 險 料 負 擔
實收に對する%	四八・五六	九四	五六・四〇	九四
一・九%	一・七%			

口、なし。

ハ、一月二月共休日多く例月より實收少し併も保險料額は一ヶ年を通じ均一なるを以て對實收の負擔率の實收に反比例して増大するの不合理を來す。切り詰めたる職工生活に於て一月二月の如き實收減少せる月に於て保險料の負擔がかなりの影響を生活費に與へたること推測するを得べし。

數字に依り一ヶ月の負擔増加を見れば、

事由	共濟會		備	考
	保險料	計		
施 行 前	五〇	五〇	日給一・八五、報酬日額二・〇〇として	
施 行 後	三〇	九〇	一・二〇 負擔額七〇錢	

一ヶ月七十錢の負擔増加が生活費に影響を及ぼす程度なりとは考慮し能はざるも切詰めたる彼等の生活に於ては實收減より来る打撃と保險料負擔より生ずる影響とが綜合的に襲來するに及んで茲に後者の生活費影響が問題視さるゝ如し。故に報酬日額が割高に決定せられたるもの、休日多く實收少しきものが、苦情申出で其以外のものは大した苦情なきものゝ如し。

三、被保險者の心理に及ぼす影響

質問事項

- イ、労資折半主義が労資協調的神の作興に與ふる效果の點
 ロ、保険料事業主全額負擔の宣傳が被保險者の心理に及ぼしたる影響の點

- ハ、被保險者に遊惰の氣風を助長せし嫌なきやの點
 ニ、虛病に因り傷病手當金を得て労働爭議資金に悪用するが如き弊なきやの點

A 電氣工業會社

イ、ロ、ハ、ニ、特になし、益々當所特有の労資協調的神を強めたり。以上甲工場
 1、病者に對して與へたるもの負傷者に於て差引し結局從前と餘り異りなき感を持つるものゝ如し。

多少協調的精神を助長したるかなれ共公私傷病を區別したらば一層効果大なりしと考ふ。

ロ、施行當時相當影響ありしも日を経るに従ひ漸次減退しつゝあり。

ハ、之れ無きものと認む。

ニ、他會社に於ては實例ありと聞く、當所は未だ之を認めざるも爭議起れる場合の如きは多少生すべきものと考ふ。

以上乙工場

イ、概ね労資折半主義を適當と認め之によりて協調的神の作興を期待し得可きを信じをれり。

ロ、未だ反響なし。

ハ、なし。

ニ、被保險者が保險醫と結托する場合には斯る弊なきを保せず。以上丙工場

イ、労資折半主義に依らずして事業主の負擔を幾分増加せるを以て好感を與へたるものゝ如し。

ロ、認めず。

ハ、今日迄給付を受けたる被保險者未だ一人もなきを以て遊惰の氣風を助長する惡風など今日の處寸毫も認めず。

ニ、今日迄なし。

二八
以上丁工場

B 健康保険組合

イ、労資協調に就ては常に唱導しあるが爲めか目下の處不平を聞かず。
ロ、去る宣傳者なし多少労働問題の書物など見る者あるもそれは極く少數者にして別段の影響を認めず。

ハ、認めず。

ニ、右様の缺勤者なし。

C 鐵工所K工場

イ、療養の給付又は傷病手當金の給與に關し被保險者選出議員が公正の立場に於て批判することとなりしこと。

ロ、一部被保險者中には労資折半主義に反対し資本家の全額負擔を高唱する者あれ共一般の輿論たるに非す。

ハ、別に之のあるを認めざれども會社の公休日にも支給する結果其の前日に於て動もすれば出勤せざる向あるが如し。

ニ、全然之れなし。

D 夢酒會社

イ、別段著明なることなし。

ロ、ハ、ニ、なし。

E セメント會社

未だ充分なる調査資料を有せず。

F 健康保険組合

實施後日淺くして不明。

G セメント會社

認むる程の影響なし。

I 健康保険組合

イ、労資協調的神精神の作興に與ふる効果著しからず。
ロ、保険料の負擔割合等の點に付多少の影響あり。

ハ、然忠へす。

ニ、認めず。

J 健康保険組合

イ、実施後日淺く顯著なる効果を認めず。

ロ、なし。

ハ、なし。

ニ、全然認めず。

K 健康保険組合

イ、勞資折半主義が所謂勞資協調的精神の作興に果して幾干の効果を期待し得べきか目下の處疑問なり。

ロ、本組合に於ては目下の處著しき影響なきが如しと雖宣傳は一般に甚しく惡影響を及ぼす虞ありと認む。其筋に於ても此の種の宣傳に就ては相當対策を講せられむことを切望す。

ハ、保険給付実施後日淺くして本件の如き記述の材料に乏し。

ニ、未だ其弊なきが如し。

L 健康保険組合

本件は目下調査不能に付き未知の問題に屬す。

M 紡績會社

イ、共濟組合時代と實に於て異ならざれば前後に於ける變りなし。

ロ、絶無。

ハ、助長の嫌なし。却つて緊張せしこと、一月度の傷病率減少により之を察するを得べし。

ニ、なし。

N 活版製造所

イ、效果も影響もなし。

ロ、一部の宣傳が實施前僅少の動搖を與へたるも實施後何等影響なし。

ハ、二三人遊惰になりたるものあれどもよく係員より訓戒せし所其後遊惰の様子を見受けず。

ニ、なし。

○ 健康保険組合

イ、労資折半が労資協調的精神に對し效果の有無に付ては何分にも保険の觀念が未だ徹底せず且實施後日淺き事とて餘り其の恩恵を認めざるに付相當時日を経過せざれば其邊の事情不明にて結局公傷の場合よりみて從來事業主負擔なりしを幾分にても負擔せしめらるゝといふ點に解けざる不平ある様なり（右に關する社會局の御説明は一般職工には徹底せず）。

口、保険料事業主全額負擔主義により當工場はストライキを發生せる位にして一般心理に之の宣傳は相當影響を及ぼせると見ゆ、但其の程度は理論的にあらずして單に然れば甚だ都合よしと希望する程度のものなり、右に對して當社は特に事業主全額負擔の不當なることを徹底せしめたれば最早格別の心配もあらざるべし。

ハ、多少其邊の疑なきに非るも特に取立てゝ云ふ程の事なし。

ニ、此の弊は當然起り得るものと認む、但目下は右の如き状況なし。

P 健康保険組合

イ、若干效果を齎らすものあり。

口、ハ、ニ、なし。

Q 船渠會社U工場

イ、却て反対の結果を招き爭議の題目となれる感あり。

口、直接惡宣傳に乗せらるゝことはなきも之を問題視せる他工場の思想が感染的に當工場に浸入し幾分共鳴を與へたるが如し。

ハ、獨身者にして家族扶養の責任薄きものにありては幾分此の嫌あるべしと推測さるゝも目下の處事實に認めらるゝ程の弊なし。

ニ、虛病により傷病手當金を得んと企つるのはあり得べしと推測さるゝも此收得は自己の私腹を肥やすに供し之を労働爭議資金に悪用するが如きは當工場の現狀に於ては想像せられず。

四、労働能率に及ぼす影響

質問事項

イ、缺勤率、就業率等に及ぼせし影響如何

口、傷病率に及ぼせし影響

ハ、公傷及私傷率の実施前との比較

A 電氣工業會社

イ、口、ハ、目下の處影響なし。

	私傷者數	公傷者數
實施前 大正十五年一月	三三一人	四〇人
實施後 昭和二年一月	二五六人	三五人

イ、殆んど認めず。

口、醫療を受くる者の數は増加せるもこは勿論法の実施により傷病者の増加せるに非ず極めて輕微の傷病者が醫療を受くるに至りたるに因る。而して如斯傾向が將來傷病者の數を減するに至るべきは想像し居るも未だ具體的に表示し得るに至らず。

ハ、變化を認めず。

以上乙工場
以上丙工場

イ、実施後二ヶ月間の當所平均缺勤率は三・四七%にして之を実施前一ヶ月間平均缺勤率四・二八%に比すればやゝ減少せるも実施前二ヶ月の平均缺勤率二・二一%に比すれば増加を見たり。

口、不詳。

ハ、実施後二ヶ月の公傷數は被保險者一六九名中二名（治療日數七三日）にして一ヶ月平均一名（治療日數三六日五）に過ぎず。之を実施前一ヶ月平均の公傷數一ヶ月四名（治療日數六四日二五）及び実施前二ヶ月の公傷數一ヶ月平均四・五（治療日數七四日）に比すれば何れも減少を見たり。

私傷率に就ては統計の據るべきものなく適確の断定を下す事困難なれ共多少の増加を見たるべきは想像に難からず。

イ、口、影響なし。

ハ、未だ比較すべき數字を得ず。

以上丁工場

B 健康保險組合

イ、缺勤率 實施前 二・二%

現在 一・九%

就業率 實施前 九七・八% 現在 九八・一%

口、傷病率 同 三・八% 同 五・七%

ハ、公傷 同 一・八% 同 一・〇%

私傷 同 二・〇% 同 四・七%

C 鐵工所K工場

イ、實施後日淺く判定し難し。

ロ、容易に診療を受け得る結果疾病の爲め醫療を受くる者著しく増加したれども大部分は終業後に治療を受くるを以て労働能率に影響せず。

ハ、實施後日淺くして比較し難けれども公傷に比し私傷が豫定以上に多きことを發見す。

D 夢酒會社

イ、ロ、ハ、不明。

E セメント會社

未だ充分の調査資料を有せず。

F 健康保險組合

不明。

G セメント會社

未詳。

I 健康保險組合

イ、ロ、なし。

ハ、公傷私傷率は實施前と變りなし。

J 健康保險組合

イ、ロ、なし。

ハ、實施前と殆んど同一。

K 健康保險組合

イ、缺勤及就業率とも著しき變化なし。

ロ、從來漫性的として放置したる歯科耳鼻科婦人科等の疾患を健保給付に依り治療せしむるものは多少増加したるが如きも其れ以外實施の結果傷病率に特に影響を及ぼした

るを認めず。

ハ、著しき増減なし。

L 健康保険組合

日浅く統計を得ること困難なり。

M 紡績會社

イ、なし。

ロ、一月度のみの成績より推せば昨年同月より好影響を呈せり。

ハ、未だ正確なる統計蒐集せざれば之を論じ難きも概して公傷減少の傾向を認む。

N 活版製造所

影響なし。

O 健康保険組合

イ、認めず。

ロ、傷病率は私病に相當の増加を認む。

ハ、公傷は從前の通り、私病は相當増加したるも茲一二ヶ月の統計にては真相を認め難

し。

P 健康保険組合

イ、施行即時多少の影響を認めたるも漸を追つて常態に復しつゝあり、缺勤就業率影響なし。

ロ、なし。

ハ、比較する程のものなし。

Q 船渠會社 U 工場

イ、公休日を除き一ヶ月の出勤歩合左記の如し。

年度別	月度歩合率											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正十五年	・九八	・九九	・九二	・九五	・九元	・九七	・九四	・九四	・九七	・九二	・九三	・九八
昭和二年	・九四	・九五	・九一	・九五	・九元	・九七	・九四	・九四	・九七	・九二	・九三	・九八

數字的に見れば施行後一月二月は施行前一月二月に比し好影響あるが如く思はるゝも出勤率多寡の原因は、職工素質の改善、緊張度合、仕事の繁閑、收入の多少、季節關

係、其他複雜なる事情存し一概に本法施行の結果なりと断ずる能はず。

故に數字的に表示するは不可能なるも目下の所にては流行後健者も相當多く、率增加を來す程度の好影響も認められず。

口、歯科、耳鼻科、花柳病等の慢性疾患を訴ふる患者は多少續出するの傾向あるも最初に豫期したる程の患者發生せず。

ハ、公傷並に私病の内休業を要する患者に就ては特記する程の増加を來さざるも休業を要せざる私病患者特に慢性疾患の治療を乞ふもの多少増加せりと認む。

社 R 舍

1、健保法實施前後に於ける缺勤率比較

年度別	月別歩合率											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正十五年	●四九	●四四	●四三	●四二	●四七	●三二	●三六	●三三	●三一	●三〇	●二九	●二八
昭和二年	●三九	●三三	●三一	●二九	●二七	●二五	●二三	●二一	●二〇	●一九	●一八	●一七



